

いちのせき

農委だより

第8号

2009

1

耕作放棄地調査を行う農業委員



耕作放棄地 全体調査が 実施される

年頭の挨拶



一関市農業委員会
会長 千葉哲男

明けましておめでとうございます。年頭にあたり新年のお祝いを申し上げます、皆様にとりまして良い年でありますよう心からお祈り申し上げます。

「岩手・宮城内陸地震」が発生した平成20年6月14日は、一関市民にとって一生忘れられない日になりました。被災されました皆様からお見舞い申し上げます。

この地震のため、市西部の中山間地帯が農地、農業用施設など農林業に甚大な被害を受けましたが、私も農業委員は震災後ただちに激甚災害指定と早急な復旧、復興対策に全力をあげていただくよう国、県に対し緊急要請したところです。

いまだに避難生活を強いられている方々もおられますが、全国からの支援を頂くなかで着実に復旧、復興が進むことを願っています。

さて、最近の農業情勢は厳しさをとおり越して危機的状況にあります。肥料・飼料・農業資材の高騰を主因とする急激な生産コストの上昇、それが販売価格に転嫁されず、むしろ下落傾向にあり、まさにダブルパンチ状態で所得の大幅な減少が続いています。

また、WTO交渉の動きも心配で、日本農業の存亡がかかっている緊迫した状況です。今や一農業者個人で解決できない課題があまりにも多く、国策や政治に期待するところが大きいのですが食の安全、国産回帰など食に対する世論の追い風もあります。それぞれ自己の経営を総点検し、経営能力をより一層高めピンチをチャンスに変える経営努力で、危機を突破しなければならぬと思います。

あらゆる点で視界不良の昨今ですが、今年こそ夢や希望の光が少しずつでも見えてくる良き年でありませう心から祈念し年頭のご挨拶いたします。



耕作放棄地 全体調査を実施

平成20年7月24日の農委だより特集号でお知らせしたとおり、耕作放棄地の状況を把握し今後の活用を図るための調査を市と農業委員会が実施しました。

1、調査票の取りまとめと

現地調査の実施

現地調査の対象となる農地を把握するため事前に調査票を13, 879戸に送付し11, 625戸(83.9%)から回答をいただきました。

各地域を農業委員と市担当者・

農委事務局で班編成し、一次調査を9月9日から19日まで、二次調査を11月4日から14日まで行いました。

調査対象は、耕作放棄していると回答された農地で、地域ごとに、調査対象リスト、地図情報システムによる航空写真図をもとに現地

確認しました。

2、現地調査結果



調査結果により対象地を次のとおり分類集計しました。

- ① 人力・農業機械で草刈等を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地
4, 084筆・511ha
- ② 草刈等では無理だが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地
2, 281筆・302ha
- ③ 農地に復元利用することが不可能な森林・原野化した土地(非農地)

7, 875筆・953ha
①+②+③の合計は
14, 240筆
1, 766ha

となり、このうち畑の面積が80%であり、③の非農地分類について79%を占めています。

④ 今回の調査に該当しない土地(保全管理や作付等がされていた土地)
2, 607筆・301ha

3、今後の対応

非農地に分類された土地

③の非農地と分類された農地については、市から農業委員会に農地に該当するか否かの判断を依頼され、現況調査結果により農業委員会総会で農地・非農地の判断を行いました。

非農地と判断された土地については、農業委員会から「非農地通知」が所有者あて送付されます。非農地に関する情報は、法務局と市に提供しますが、地目変更登

記には申請が必要です。所有者は、「非農地通知」を添付して地目変更登記を申請することができます。

農地に分類された土地

①、②の農地と④非該当に分類された土地の所有者には、個別の通知等はありません。

①・②の農地と分類された土地については、今後、地域協議会を設立して「耕作放棄地解消計画」を策定しそれぞれの状況に応じた解消対策を進めていきます。

調査結果等についてのお問合わせは、農業委員会事務局(一関地域)各支所産業経済課または最寄りの農業委員までお願いします。



耕作放棄地Q&A

○「非農地通知」ってなに？

今回の調査は、国が定めた要綱に基づく全国的な調査で、現況と農地基本台帳等の地目の整合性を図る目的があり、調査の結果、農地法上の農地に該当しないと判断した土地について、所有者に通知されるものです。

○「非農地通知」と「適用外証明」は同じなの？

適用外証明は、農地法の適用を受けない土地（非農地状態となつて20年以上経過した等）であることを申請を受けて証明するものであり、今回の調査に基づく非農地通知とは違いがありますが、地目変更登記申請に添付する証明書として同様に扱われます。

○「非農地通知」を受けたらすぐに地目変更登記しなければなら
ないの？

当該土地の現況は、原野または山林と判断される状態であり、不

動産登記法上は申請義務があまりないので、農業委員会としては地目変更登記申請を要請します。

○「非農地通知」を受けたら、農地に復元できないの？

農地に復元することは、できません。ただし、田の場合、現行の生産調整制度では、復元しても水稲の作付はできません。

農地に復元した場合は、農業委員会または支所産業経済課に届けてください。

○「非農地通知」の対象土地の課税はどうなるの？

非農地に関する情報は法務局と税務課に送付され、現況により課税されます。

○一筆のうち一部が耕作放棄されている場合はどう分類したの？

今回の調査では、耕作放棄が一部としか認められない場合は一筆全体を「農地」として分類しました。

○山林や原野化した耕作放棄地はすべて非農地に分類したの？

山林原野化している場合でも、集団的にまとまりのある農地の中

に存在する場合は、その復元を図る必要があることから、①②の「農地」と分類することを基本としています。

○耕作放棄地調査は今年度で終わりのなの？

今回調査できなかった農地や調査後の農地の動向を確認するため、今後も調査を継続していきます。

○農地として活用すべき土地と分類された①②の土地はどうなるの？

対象農地は「耕作放棄地解消計画」により

A「直ちに営農再開を図るもの」
B「基盤整備後に営農再開を図るもの」

C「当面は保全管理を図るもの」

に分類しそれぞれの支援策を検討し放棄地解消に向け進めていきます。

そのためには、更に詳細な調査や地域での検討会等が重要であり所有者や担い手、関係機関・団体が一体となった取り組みが必要です。

第53回岩手県農業委員大会が開催される

10月12日、都南文化ホールで、第53回岩手県農業委員大会が開催され、農業施策の充実に関する要請決議等が採択されました。



この席上で長年の活動と功績により、「農政功労者表彰」を佐藤勲委員が受けたほか、「永年勤続農業委員表彰」佐藤 勲委員・小野寺勝郎委員、「農業委員会等活動表彰」千葉哲男会長、佐藤 勲委員・千葉 功委員・佐藤守一委員・小野寺勝郎委員が表彰されました。

農政の充実を求め 建議書を市長に提出



農家の声を農政に反映させる建議・要望活動は、農業者の代表機関として農業委員会の重要な役割です。

10月27日、「平成20年度一関市の農業・農村振興施策に関する建議書」を、千葉哲男会長、和賀久榮会長職務代理人、小野寺勝郎農政専門委員長、千葉功農政専門委員長の名義で、市長に提出しました。

本年度の建議事項は、担い手の確保育成と経営安定対策、生産資

材高騰対策、農業生産振興対策、食の安全・地産地消・ブランドづくり、基盤整備の促進と耕作放棄地対策、災害復興支援対策、農業委員会窓口体制の改善、国県に対する要望事項の8項目からなります。

提出にあたり会長からは、震災対策について市当局の尽力に感謝し、今後の継続した支援を要請しました。農業施策では、担い手の確保が重要課題であり認定農業者と集落営農を推進していく必要があり、認定農業者の経営目標達成に向けた支援強化を求めました。

また本市は耕作放棄地が県下で一番多く、今年、耕作放棄地全体調査を実施したが、中山間地域に多いので、今後基盤整備事業を含め解消に向けた支援を要請しました。市長は、農業に限らず後継者問題は深刻であるが、希望が見えてこないと後継者が育ってこない中で、希望を見出す努力を共にしていきたいとの姿勢を示しました。

市議会産業経済常任委員との意見交換会を開催

11月10日農業委員と産業経済常任委員の意見交換会が開催され、平成20年度の建議書を中心議題に意見交換が行われました。

主な内容は、飼料用米に関して、採算面で補助金や交付金の充実、飼料・肥料等生産資材高騰対策や有害鳥獣被害について、また、消費地に対する地場産品の売り込みを議員にもお願いしたい。など活発な意見交換が行われました。



農業者年金で ゆとりある老後を！

老後の備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス農業者年金で！

農業者年金の特徴

- 農業に従事している方は誰でも加入できます。(60歳未満の方で国民年金1号・従事日数60日以上の方)
- 積立方式(確定拠出型)年金で保険料が自由に決められます。(月額2万〜6万7千円)
- 終身年金で80歳までの保証(死亡一時金支給)付きます。
- 税の社会保険料控除に保険料全額(1人当最高80万4千円まで)対象で有利です。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

詳しくは農業委員会へ(☎25-6591)